

令和6年度定期健康診断推進助成要綱

令和6年3月27日制定
一般社団法人宮崎県トラック協会

(一社)宮崎県トラック協会では、会員事業所の貨物自動車運送事業(取扱事業者を除く)の従業員に対する、労働安全衛生法第66条同規則44条に基づく定期健康診断の受診率向上を図るため、次の助成金を支出するものとする。

1. 助成金

助成金は実施期間中1人一回限りとして、2,000円を限度とする。

2. 対象者

会員事業者が実施する定期健康診断の受診者であり、宮崎県内の営業所に所属する者とする。ただし、前年度会費未納事業所は助成対象外とする。

3. 支出対象人員限度数

令和5年12月末日現在事業用自動車届出車両数以内とする。(会員名簿記載台数)
※令和5年12月末車両台数は令和6年度宮崎県トラック協会会員名簿に掲載有り。

4. 実施報告及び支出方法

- (1)会員から提出された定期健康診断助実施報告書により支出する。
- (2)実施報告書には、医療機関制定の定期健康診断受診日、受診者名または受診人数についての記載がある請求書(または領収書)の写しを添付すること。
- (3)令和6年度分の最終提出期限は3月17日までとする。また、請求書、支払いの遅れ等による最終提出期限以降の申請は受理しないものとする。

5. 助成対象実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月17日までの受診分とする。

6. その他

この要綱は令和6年4月1日から適用する。